

警備業務仕様書

1. 目的

病院の警備業務を遂行するにあたって火災、盗難及び不法行為等事故の防止を図り、施設内の秩序維持に万全を期するものとする。

2. 基本方針

- (1) 本業務実施にあたっては、施設の運営目的をよく認識し、業務が適切、有効に遂行されるよう努める。
- (2) 業務にあたっては、警備業法、内部規律等を遵守し、防犯防災の一般的な警戒を行うほか、施設利用者のために安全で快適な環境の保持を図るとともに、緊急対応についても、迅速、有効な対応を図るべく努力する。
- (3) 巡回時及び受付等において警備員は、施設利用者や、外来者の特徴を理解し、懇切丁寧な対応を心掛ける。
- (4) 緊急時の対応は、担当者と事前に十分打合せた方法で、迅速的確に行い、事故の予防、被害の拡大防止に努めるものとする。

3. 警備対象範囲

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター（附属施設を含む。）敷地内及び周辺

病床数	232床
構造規模	鉄筋コンクリート造 免震構造 地上5階
敷地面積	46,759.31㎡
延床面積	21,846.51㎡
附属施設	外来棟（鉄筋コンクリート造 地上2階 延601.34㎡） 看護専門学校（鉄筋コンクリート造 地上3階 延2,090.09㎡） 体育館（鉄筋コンクリート造 地上1階 延823.13㎡） 院内保育所（鉄骨造 地上1階 延158.52㎡） その他附属建物（企業団会館、バイオマスボイラー棟、車庫、駐車場、駐輪場等）
その他	連絡橋

4. 対象業務及び業務内容

本業務委託における対象業務は以下のとおりとする。

- (1) 別紙業務要領に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 防災設備中央監視
防災センター・守衛室において、防災設備の中央監視・制御を行う。
- (3) 夜間巡回
定められた巡回経路に基づき、定期の巡回を行う。
- (4) 構内警備
敷地、建物を警備範囲とし、定期の巡回、定時・臨時の施錠・開錠を行う。また、院内各

所からの通報・呼出等に対応する。

(5) 駐車場等管理

敷地内の駐車場等について、誘導整理にあたる。

(6) 緊急事態への対応

緊急事態に際し、被害の発生・拡大を防止し、安全確保にあたる。

緊急事態連絡網に基づき、病院の担当部門及び関係機関と緊密な連絡調整を図ること。

(7) トラブル等

病院内、病院前及び駐車場などでの苦情及びトラブル等発生時には、病院職員や他委託業者社員と協力して解決を図ること。

5. 警備員の配置等について

(1) 警備員の配置

下記「6. 警備員・受付員の勤務体制」に示す業務内容・必要人員数・時間帯について、不足無く業務を遂行できる員数の警備員を配置すること。

(2) 警備責任者等

警備業務責任者及び副責任者は、施設警備業務に係わる 1 級検定又は 2 級検定合格警備員とすること。また、警備員に対する指揮・監督を行い、常に業務の完全な実施を図ること。

(3) 自衛消防業務講習修了者の確保

本業務に従事する警備員のうち、責任者及び副責任者は必ず自衛消防業務講習を修了した者であることとし、その他の警備員も、委託者により本業務の勤務が承認された後、早急に自衛消防業務講習を修了すること。

(4) 警備員の防災訓練

防災センター内に設置されている消防用設備を用いた防災訓練を 3 ヶ月に 1 回以上実施すること。

(5) 服装の統一

従業員に作業に適した安全で清潔な統一した服装を着用させ、かつ写真入身分証明証を定められた位置に付け、受託者の従業員であることを明らかにしなければならない。

また頭髪の手入れ、ひげ剃り、ズボンの折り目、節度ある化粧等身だしなみに注意し、人に好感を与えることに留意する。

6. 警備員・受付員の勤務体制

本業務委託の、業務内容毎の時間帯及び配置人員数は以下のとおりとする。

業 務 種 別	平日（人）	休日・祝日（人）
I 保安、施錠・開錠業務（8：00～17：00）	3	2
同 上 （17：00～翌8：00）	2	2
II 駐車場管理業務 （8：00～17：00）	1	1

駐車場管理業務	(8 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0)	1	—
Ⅲ 巡回業務	(1 7 : 0 0 ~ 翌 8 : 0 0)	1	1

※ 勤務体制において、必ず業務責任者又は副責任者が勤務していること。なお、副責任者が勤務している場合は、業務責任者に連絡がとれる体制とすること。

※ 仮眠室は本企業団で用意します。業務に支障のない範囲で仮眠してください。

7. 業務報告書について

受託者は、業務終了後速やかに業務日誌等を提出して、業務完了の確認を受けること。

8. その他

- (1) 受託者は本業務の遂行にあたっては、諸官庁関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、現場における災害の発生を未然に防止するため、十分な監視を行わなければならない。
- (4) この仕様書の定め、あるいは巡回経路・時間等を変更しようとする場合は、企業団と受託者の協議のうえ、変更することが出来るものとする。